

I 愛媛県男女共同参画計画の理念

1 男女共同参画社会のイメージ

令和 12 年（西暦 2030 年）には次のような姿になることをイメージしています。

《家庭では》

- 男女が共に家事・育児・介護などに参画し、喜びや苦労を分かち合っています。
- 多様な保育サービスを受けながら、ゆとりをもって子育てをしています。
- 介護を家族だけが行うのではなく、社会が支援しています。

《学校では》

- 子どもたちが互いの個性を大切にして、協力し合って育っています。
- 次のステップ（進学、就職など）へ個人の適性を尊重した多様な選択がなされています。

《地域では》

- 男女が共に地域活動に積極的に参加し、豊かで住みよい地域づくりに貢献しています。
- 防災、減災など地域の安全を守るために男女共同参画の視点が取り入れられています。
- 女性リーダーもたくさん活躍しています。

《職場では》

- 人生 100 年時代の到来を迎え、若い時からその時々の人生ステージにおいて、それぞれの希望に応じた働き方、学び方、生き方を選択できるようになっています。
- 採用、昇進、賃金などで男女格差が解消され、個人の能力、意欲を充分に發揮しています。
- 女性の経営者や管理職もたくさん活躍しています。

2 愛媛県男女共同参画計画の理念

人口減少社会の本格化や、家族や地域の変化、デジタル化の進展など社会が激変していく中で、このような変化に対応していくためには、性別を問わず全ての人がそれぞれの個性や能力を発揮し、地域社会の一員として貢献できる「男女共同参画社会づくり」を推進していく必要があります。そして、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、性別、年齢、国籍、性的指向・性自認に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人々が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものです。

日本国憲法において個人の尊重と男女平等の理念がうたわれてから三四半世紀が経過し、平成 11 年には、男女の実質的な機会の平等を目指して、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」を基本理念とする男女共同参画社会基本法が施行されました。

基本法に基づき国は男女共同参画基本計画を定め、本県ではこれを勘案して平成 13 年 5 月に本計画（愛媛県男女共同参画計画）を策定するとともに、平成 14 年には愛媛県男女共同参画推進条例を制定しました。県条例の理念には、基本法の理念に加え「経済活動の分野における男女の協働」「教育の分野における自立の精神と男女平等意識の涵養」「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利」をうたって

います。

愛媛県は、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、愛媛県男女共同参画推進条例の理念の下で、男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮する社会 男女共同参画社会の実現を目指します。

II 第3次愛媛県男女共同参画計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

本県においては、平成4年に愛媛県女性行動計画を策定し、男女共同参画社会の形成を目指として様々な施策を実施してきましたが、平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、平成12年12月には国の男女共同参画基本計画が策定されました。そこで、愛媛県女性行動計画の成果を継承するとともに、基本法や基本計画、社会経済環境の変化等を踏まえ、本県における男女共同参画社会の実現を目指すものとして、愛媛県男女共同参画計画を平成13年5月に策定し、愛媛県男女共同参画推進条例の施行など推進体制の整備や施策の推進に取り組みました。

また、平成18年3月には計画期間の中間年を迎えるとともに、国の第2次男女共同参画基本計画（以下「第2次基本計画」という。）が策定されたことから、期間後半に向けて、計画の一部変更（中間改定）を行いました。

平成22年度に計画の最終年度を迎える、国も第3次男女共同参画基本計画（以下「第3次基本計画」という。）を策定したことから、社会経済環境の状況や国の動向などを踏まえた第2次愛媛県男女共同参画計画を平成23年3月に策定しました。

また、平成27年度は計画期間の中間年を迎えるとともに、国の第4次男女共同参画基本計画（以下「第4次基本計画」という）が策定されたことから、期間後半に向けて、計画の一部変更（中間改定）を行いました。

以降、本計画により男女共同参画社会づくりに向けた施策の推進に取り組んでいますが、令和2年度は計画の最終年度となることから、国も第5次男女共同参画基本計画（以下「第5次基本計画」という。）を策定したことから、社会経済環境の状況や国の動向などを踏まえた第3次男女共同参画計画の策定を行うものです。

なお、本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）や同法に基づく基本方針を踏まえ、県域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍推進計画」という。）を一体的に整備しています。

2 計画の目標

男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮する社会

—— 男女共同参画社会の実現を目指します。

(テーマ)

ひめ

～媛の国から始める、人生100年時代、持続可能な共生社会を目指して～

3 計画の性格

本計画は、次の性格を併せ持つものです。

- (1) 男女共同参画社会基本法及び愛媛県男女共同参画推進条例に基づく基本的な計画
- (2) 女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画
- (3) 県の基本構想や関連各種計画との整合性を図った計画
- (4) 県民、事業者における家庭、学校、地域、職場等のあらゆる分野において男女共同参画社会の実

現に努める指針及び職業生活における女性の活躍を推進するための指針

(5) 市町における男女共同参画社会基本法及び女性活躍推進法に基づき、実情に応じて策定する市町計画及び施策の指針

4 計画の期間

初年度を令和3年度、目標年度を令和12年度（西暦2030年度）までの10年間とします。

なお、社会経済環境の変化や進捗状況に応じて、適宜見直しを行います。

5 計画の構成

愛媛県男女共同参画計画は、男女共同参画社会基本法第14条及び女性活躍推進法第6条に基づき、施策の基本的方向を定めた「施策の大綱」と計画の円滑な実施を図るための事項を定めた「推進体制」により構成しています。

SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における2030年までに達成すべき国際社会全体の開発目標であり、17のゴールの下に169のターゲットを規定し、「誰一人取り残さない」社会を目指し、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。

本計画では、「SDGsの達成」を計画全般に係る共通課題の一つに設定し、ゴール5「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」をはじめSDGsの達成に向けて取組を進めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



主要課題1	男女の人権の尊重	
主要課題2	男女共同参画の視点に立った意識の改革	
主要課題3	意思決定の場への女性の参画拡大	
主要課題4	家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備	
主要課題5	雇用等における男女共同参画の推進	

※ 5 10 17 は全ての項目に共通

III 計画策定の背景

1 男女共同参画に関する世界、国の動き

国際連合（以下「国連」という。）は、昭和 50 年（西暦 1975 年）を「国際婦人年」と定め、「平等・開発・平和」の 3 つを目標に掲げ、女性の自立と地位の向上を目指して世界的行動を行うことを宣言しました。

その後、国連が全世界的な規模で女性の地位向上を目指す「国際婦人の 10 年」（西暦 1976 年～85 年）というキャンペーンを行っている間の昭和 54 年（西暦 1979 年）、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択されました。

日本は、昭和 55 年（西暦 1980 年）に開催された第 2 回世界女性会議（コペンハーゲン）で、女子差別撤廃条約の批准を世界に約束する署名をし、その後、国籍法の改正や雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）の公布等により国内法を条約に合うように整備したうえで、昭和 60 年（西暦 1985 年）に女子差別撤廃条約を批准しています。

昭和 60 年（西暦 1985 年）には、第 3 回世界女性会議（ナイロビ）が開催され、西暦 2000 年に向けて各国等が効果的措置を探るうえでのガイドラインである「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

日本は、ナイロビ将来戦略を受けて、昭和 62 年（西暦 1987 年）には 21 世紀に向けて男女共同参画社会の形成を目指す「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

平成 7 年（西暦 1995 年）には、第 4 回世界女性会議（北京）が開催され、ナイロビ将来戦略の見直しと評価を行い、10 年間の成果を踏まえて、西暦 2000 年に向けて世界的に取り組むべき優先的課題を盛り込んだ「行動綱領」とその実現への決意を示した「北京宣言」が採択されました。「行動綱領」は、女性の権利を人権として確認するとともに、貧困、教育、健康等 12 の重要分野において女性の地位向上を促進するための戦略目標と具体的行動を提示しており、中でも、あらゆる問題解決のために、女性のエンパワーメント（力をつけること）がキーワードとして強調されています。

日本は、平成 8 年（西暦 1996 年）に、第 4 回世界女性会議の成果も視野に入れた「男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。このプランでは、「男女共同参画を推進する社会システムの構築」、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」など 4 項目の基本目標を掲げ、その下に 11 の重点目標を設定し、施策の基本的方向と具体的施策の内容を示しています。（計画の対象期間は平成 12 年度まで）

平成 11 年（西暦 1999 年）には、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法が制定されました。

平成 12 年には、国連特別総会女性 2000 年会議（ニューヨーク）が開催され、第 4 回世界女性会議で採択された「行動綱領」が各国でどれだけ達成されたかを検討・評価し、また、今後の各とのるべき行動目標が成果文書として採択されました。成果文書では、各国がとるべき行動として、①あらゆる形態の暴力から女性を保護する必要手段をとること、②政策決定過程への女性の参画について明白な目標設定をすること、③育児・介護について男女が責任を共有化する施策を促進することなどが盛り込まれています。

日本は、平成 12 年 12 月に、男女共同参画基本計画を策定しました。男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく国の計画であり、平成 22 年（西暦 2010 年）までの施策の基本的方向と、各項目における平成 17 年度末（西暦 2005 年度末）までに実施する具体的施策を掲げました。

平成 17 年（西暦 2005 年）は国際婦人年より 30 周年、そして第 4 回世界女性会議（北京会議）より 10 年目を迎える、国連「北京 +10 」世界閣僚級会合（第 49 回国連婦人の地位委員会）がニューヨークで開催されました。会議では、第 4 回世界女性会議で採択された「北京宣言」・「行動綱領」及び第 23 回国連特別総会女性 2000 年会議（ニューヨーク）で採択された成果文書が再確認されました。

日本は、第 4 回世界女性会議後の主な成果として、男女共同参画推進のための国内本部機構の強化、男女共同参画社会基本法の制定などの法的・行政的措置、国際協力について報告を行いました。

国では、男女共同参画基本計画の計画期間が平成 17 年度末に終期を迎えることから、平成 17 年 12 月に、平成 18 年度（西暦 2006 年度）から平成 22 年度（西暦 2010 年度）までの施策を掲げた第 2 次基本計画を策定しました。

平成 22 年 12 月、国は、第 2 次基本計画の計画期間が平成 22 年度末に終期を迎えることから、平成 23 年度（西暦 2011 年度）から平成 27 年度（西暦 2015 年度）までの施策を掲げた第 3 次基本計画を策定しました。

平成 23 年（西暦 2011 年）には、女性と女児の権利を促進するため、国連女性開発基金（UNIFEM）、女性の地位向上部（DAW）、ジェンダー問題に関する事務総長特別顧問室（OSAGI）、国際婦人調査訓練研修所（UN-INSTRAW）という国連の 4 つの機関を統合した国連機関「UN Women」が発足しました。

平成 27 年（西暦 2015 年）には、第 4 回世界女性会議（北京会議）から 20 年目を迎える、国連「北京 +20 」記念会合（第 59 回国連婦人の地位向上委員会）がニューヨークで開催されました。会議では、「第 4 回世界女性会議 20 周年における政治宣言」等が採択されました。

また、平成 27 年 8 月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける女性活躍推進法が成立しました。なお、この法律において、県は基本方針を勘案して、当該県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものと規定され、同年 9 月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針が閣議決定されました。

平成 27 年 9 月に開催された国連サミットで、持続可能な開発目標（SDGs）を中心とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、ゴール 5 として「ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント」が明記されました。

平成 27 年 12 月、国は、第 3 次基本計画の具体的施策の計画期間が平成 27 年度末に終期を迎えることから、今後 10 年間を見通した目標と今後 5 年間に実施する施策の基本的な方向と具体的な取組をまとめた第 4 次基本計画を策定しました。

（第 2 次計画中間改定後の動き 平成 28 年 3 月～）

平成 30 年 5 月には、政治分野における男女共同参画を推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が公布、施行されました。衆議院、参議院及び地方議会の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則としています。

令和元年 5 月には、女性を始めとする多様な労働者が活躍できる就業環境をさらに整備するため、女性活躍推進法附則に基づく見直しの検討が行われ、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、情報公表の強化、ハラスメント対策の強化等の措置を講じることを内容とする女性活躍推進法等一部改正法が成立しました。また、改正に伴い、基本方針も見直されました。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（抜粋）

第 1 部 基本的な方向

・行政の役割

行政は、事業主が、取組を円滑かつ効果的に実施できるよう法に基づく必要な支援を行うとともに、公的サービスの提供主体として、女性に対する支援措置や、保育環境の整備を始めとする職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境整備を図ることとする。

第 2 部 事業主が実施すべき取組に関する基本的な事項

・事業主行動計画策定指針の策定に当たっての観点

第 3 部 女性の活躍推進に関する施策

・女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

・職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備 等

令和元年 6 月には、G20 大阪サミットが開催され、女性のエンパワーメントが重要な議題の一つとして取り上げられ、女性労働参画、特に STEM 分野（科学、技術、工学、数学）における女児教育支援、女性起業家を含む女性ビジネスリーダーの声の反映の 3 つが成果文書に盛り込まれました。

また、同年 6 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が一部改正され、児童虐待防止及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされる DV 被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。

令和2年6月には「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定し、令和2年度から4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化に取り組むこととしています。

令和2年12月、国は、第4次基本計画の具体的施策の計画期間が令和2年度末に終期を迎えることから、今後10年間の基本認識と今後5年間を見通した施策の基本的な方向と具体的な取組をまとめた第5次基本計画を策定しました。

新たな計画では、政策目的を明確化するため、「I あらゆる分野における女性の活躍」、「II 安全・安心な暮らしの実現」、「III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」の3つの政策領域に体系化されるとともに、各政策領域に計11分野が掲げられています。

I あらゆる分野における女性の活躍

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 3 地域における男女共同参画の推進
- 4 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

- 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 6 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 7 生涯を通じた女性の健康支援
- 8 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 10 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 11 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化

2 男女共同参画に関する愛媛県の動き 一第2次計画中間改定後の取組—

愛媛県男女共同参画計画における主要課題等について、計画の中間改定後（平成28年度以降）の主な取組は次のとおりです。

主要課題1 男女の人権の尊重

[重点目標1 女性に対する暴力の根絶]

- 平成30年9月には、性暴力被害者的心身の負担を軽減し、その健康回復を図るとともに、被害の潜在化を防ぐことを目的とした「えひめ性暴力被害者支援センター」を設立し、令和元年9月に「ひめここ」という愛称を設定しました。
- 女性に対する暴力をなくす運動やDV防止のパンフレット、啓発用カード等の作成・配布など、県民や関係者の意識の喚起と情報提供に努めました。
- ドメスティック・バイオレンス防止対策推進会議を設置し、司法、医療、教育、福祉関係者などから幅広い意見を聴取して、施策の充実を図りました。
- ドメスティック・バイオレンス防止対策連絡会の定例会ほか、各地方局単位で関係機関の実務担当者や相談員を中心とした地域ブロック別担当者会により関係機関の更なる連携強化を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターである福祉総合支援センター、男女共同参画センターを中心に、被害者からの相談業務や一次保護業務等様々な取組を行いました。
- 若い世代向けの防止啓発リーフレットを作成・配布するとともに、デートDV防止啓発講座を開催しました。
- 警察では、被害防止のための制度等の情報提供や講演会の実施、ストーカー行為への警告、DV事案の相談や保護命令への対応、事件検挙等を行いました。また、女性被害者相談センターの設置拡大や警察署に警察安全相談員を配置し、被害者相談に取り組みました。
- 高齢者相談事業を行うとともに、高齢者虐待防止の取組の推進を図りました。
- 県障がい者権利擁護センターによる相談により早期発見と未然防止につなげるとともに、広報・啓発活動を行い、障がい者虐待防止の取組の推進を図りました。

[重点目標2 メディアにおける男女の人権の尊重]

- 図書類等の有害指定を行い、有害図書類は青少年に販売・貸付けしないよう関係業者に通知するとともに販売店等に定期的に立入調査を実施し、環境の浄化に努めました。

[重点目標3 生涯を通じた女性の健康支援]

- 生涯を通じた女性の健康支援事業として、生と性、性感染症等の正確な知識と認識の浸透を図るため、健康教育や健康相談を実施しました。
- 不妊専門相談や不妊治療に要する費用の助成のほか、妊娠、出産から新生児にいたる高度専門的な医療体制の整備に取り組みました。
- 平成29年9月～10月にかけて、第72回国民体育大会愛顔つなぐえひめ国体が開催されました。

[重点目標4 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等への支援]

- 平成27年4月に生活困窮者自立支援法に基づき、生活全般にわたる困りごと相談窓口が各地域に設

置され、関係機関と連携して解決に向けた支援を行いました。

- 現役で働く世代の介護への理解を深め、突然介護に直面した場合にも役立つ具体的情報を提供する「働く家族の介護力強化セミナー」を開催しました。
- 平成 29 年 10 月には、第 17 回全国障害者スポーツ大会愛顔つなぐえひめ大会が開催されました。
- 愛媛県外国人相談ワンストップセンターにおいて、令和元年 6 月から多言語電話通訳サービスを利 用し、外国人生活相談窓口の対応を拡充しました。

(参考) 法律や関係計画等の状況

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)(平成 13 年 10 月施行) が令和元年 6 月に改正されるとともに、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」も見直しが行われました。
- 令和 2 年 6 月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定し、令和 2 年度から 4 年度までの 3 年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間として取組の強化に取りくむこととしています。
- 「愛媛県青少年保護条例」(昭和 43 年 4 月施行) を平成 30 年 12 月に改正し、青少年に対し児童ポルノの提供を求める行為の規制や、携帯電話等のフィルタリング利用について事業者や保護者に説明や書面提出等を義務付けるなど、青少年の被害の未然防止に向けた規制強化を行いました。
- 「愛媛県人権尊重の社会づくり条例」(平成 13 年 4 月施行) に基づき策定した「愛媛県人権施策推進基本方針」を令和 2 年 3 月に改訂し、すべての人の人権が尊重される社会を目指して人権教育・啓発や人権擁護を推進しています。
- 第 2 次県民健康づくり計画「えひめ健康づくり 21」(計画期間: 平成 25 年度~35 年度) を策定し、県民を中心に健康に関わる関係機関・団体等が一体となって健康づくり運動を効果的に推進しています。

主要課題 2 男女共同参画の視点に立った意識の改革

[重点目標 1 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践]

- 毎年、6 月 17 日~23 日の男女共同参画推進週間(パートナー・ウィークえひめ)に「男女共同参画社会づくり推進県民大会」を開催し、愛顔(えがお)あふれる男女共同参画フォトコンテストを実施するなど広く県民の意識啓発を行いました。
- 広報誌やメールマガジンにより男女共同参画に関する情報発信を行うとともに、男女共同参画センターや各地域で講座を開催し、男女共同参画について学習する機会を提供しました。
- 地区ごとに農山漁村女性ビジョン推進会議を開催しました。

[重点目標 2 男女共同参画の視点に立った教育の推進]

- 中高校生を対象とした男女共同参画講座を開催するとともに、理工系分野に関心を持つ女子生徒と女性研究者の交流の機会を提供しました。
- 高校では全ての生徒が在学中に保育・介護や奉仕活動などの交流体験を行う機会を設けました。また、中学生対象の赤ちゃんふれあい授業も実施しました。

主要課題3 意思決定の場への女性の参画拡大

[重点目標1 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入による女性の参画拡大]

- 県の審議会等への女性委員の登用率の向上や、女性委員のいない審議会の解消に向けて数値目標を設定して取り組みました。
- 県民の県政参画、特に女性の参画機会の拡大を図るため、審議会等委員の公募を積極的に実施しました。

[重点目標2 女性の能力開発（エンパワーメント）等の支援]

- 各分野で活躍している女性の人材リストを作成し、県庁各課や市町等の求めに応じて情報を提供しました。
- 男女共同参画の視点から学ぶエンパワーメントカレッジを開催し、リーダー養成にも対応したカリキュラムを設けました。
- 女性グループ等の活動への支援、グループの交流、連携強化を図りました。
- 生涯学習推進計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた学習を、県民の社会参加を促進するための学習活動として位置付けました。
- 女性リーダー育成のため、課題解決型のワークショップを開催しました。

[重点目標3 防災・減災対策及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進]

- 国際交流員の招致、海外技術研修員の受入等のほか、県国際交流協会等と連携して国際交流・協力事業を行いました。
- 県民に自助対策の実践を促進するため、市町毎に防災意識啓発講演会を開催とともに、地域防災の担い手育成の一環として、愛媛防災インストラクターの養成等を行ったほか、自主防災組織等の構成員を対象に、防災士資格試験の受験資格を取得できる講座を開催し、「防災士」の計画的な養成を行いました。
- 女性消防団員を含め団員確保を目的としたキャラバン隊を編成し、行政、企業・団体、地域住民等への広報啓発活動を実施したほか、女性消防団員の加入促進に向けた県民大会を実施しました。
- 「女性・子ども等への配慮」「女性の避難所運営の参画」などの内容を盛り込んだ、各市町の避難所運営マニュアルの策定支援を行いました。
- 「愛媛県地域防災計画」に、県及び市町は、災害対応における男女共同参画の視点から、関係部局との連携体制の構築や役割の明確化、様々な会議・組織等への女性の参画拡大などに努めることを明記しました。
- 県民主体の地域社会づくりを進めるため、特に企業等のCSR活動の促進の一環として、企業担当者や働く人を対象とした介護と仕事の両立のための講座や相談会等への支援を行いました。

主要課題4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備

[重点目標1 男女が共に参画する家庭・地域づくり]

- 「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」の認証を行うとともに、認証取得のための支援を行いました。
(平成31年4月に「えひめ子育て応援企業」からリニューアル)
- 積極的に仕事と子育ての両立支援を導入する企業への助成を行うとともに、事業主等を対象とした仕事と生活の調和を考えるセミナー等を開催しました。

- 男女が共にN P Oやボランティア活動に気軽に参加しやすい環境づくりを推進するため、ボランティアや社会貢献活動、ボランティアマッチングシステム（いーよネット）に関する情報を掲載したホームページの運営を行いました。
- 男性の家事参画を推進するため、家事を楽しみ、積極的に取り組む男性（カジダン）の育成やネットワーク化を図るとともに、若者の視点からカジダンが活躍できる職場改革に取り組みました。

[重点目標2 安心して子どもを育てられる環境整備]

- 多様な保育需要に対応するため、延長保育や休日保育、病児保育等の実施を支援しました。
- 地域で育児や介護について助け合うファミリー・サポート・センターの設置や運営を支援しました。
- 児童館のほか保育所や学校の余裕教室、集会所など地域住民に最も身近な社会資源を利用した放課後児童クラブ事業の実施を支援しました。
- 地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業の実施など市町が地域実情に応じて行う「地域子ども・子育て支援事業」について助成し、子育て支援の充実を図りました。
- ひとり親の経済的自立に向けた就労支援策として、資格取得の講座受講等を支援しました。
- 子育て世帯が、役所に足を運ばなくても、気軽に悩みを解決したり、子育てに関する情報を取得できる方法として、スマートフォン対応のアプリを開発し、バーチャル上のワンストップ相談体制を構築するなど、子育て世帯の不安感や孤独解消に向け、総合的な子育て支援を行いました。
- 県発達障がい者支援センター（あい♥ゆう）において、解決困難な専門性の高い相談支援や市町担当者の資質向上等の機能を強化し、重層的な支援体制の整備を図りました。
- 医療的ケア児等に対し、地域において包括的な支援が提供できるよう、県、市町に福祉、医療、保健、教育等の関係機関の協議の場を設置し、連携促進に努めました。

[重点目標3 高齢者や障がい者が共に輝いて暮らせる条件整備]

- 高齢者の臨時の・短期的な就業を提供するシルバー人材センターの育成、援助を行いました。
- 在宅介護研修センターや地域包括支援センターにおいて、介護家族や介護ボランティアの研修を実施しました。
- 介護保険制度の要である介護支援専門員の支援体制整備のため、介護支援専門員指導者検討会の実施や地域リーダーの養成を実施しました。
- 認知症高齢者の介護に係る指導者や実務者など人材育成研修を実施しました。
- 総合的な福祉・介護人材確保のため、有資格者の活用や福祉・介護のイメージアップ事業、キャリアアップ研修などを実施しました。
- 障がい者スポーツ選手の育成・強化を図るとともに、手話通訳者等養成研修を拡充して実施しました。
- 障がい者の芸術文化活動を総合的に支援する「県障がい者アートサポートセンター」を設置し、「障がい者芸術文化祭」の開催など、障がい者の芸術文化活動を支援しました。
- 障がい福祉制度の中核となる相談支援専門員の支援体制の強化を図るために策定した「愛媛県相談支援専門員人材育成ビジョン」に基づき、基幹相談支援センターの設置を促進するとともに、法定研修の充実、専門的な研修を実施しました。
- ピアサポート・ピアカウンセリング等の障がい者・家族同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者等による相談活動の充実を図るとともに、ピアサポートの育成に努めました。

- 障がい保健福祉圏域ごとに設置している障害者就業・生活支援センターを活用し、障がい者の就業面、生活面における相談支援を行うとともに、関係機関との連携を図り、雇用前から雇用後の職場定着まで一貫した支援を行いました。

(参考) 法律や関係計画等の状況

- 平成 15 年 7 月に成立した次世代育成支援対策推進法に基づく「えひめ・未来・子育てプラン」を改定し、次世代に向けた基本となる行動計画「第 2 期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」（計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）を令和 2 年 3 月に策定しました。
- 高齢者施策の目指す方向性を示す総合計画として、平成 29 年 3 月に策定した第 7 期の「愛媛県高齢者保健福祉計画・愛媛県介護保険事業支援計画」（計画期間：平成 30 年度～令和 2 年度）に基づく取組を推進しています。
- 障がい者を取り巻く様々な課題に的確に対応していくため、令和 2 年 3 月に「第 5 次愛媛県障がい者計画」（令和 2 年度～令和 5 年度）を策定し、取組を推進しています。

主要課題 5 女性の活躍と男性中心型の働き方等の見直し

[重点目標 1 男女均等な雇用環境の整備]

- きめ細かな職業相談や就職に必要な各種講座の開催、企業が求める人材の育成など、若年者の雇用対策、人材育成を総合的に実施しました。
- 男女共同参画社会づくり、特に女性の登用の拡大など女性活躍を推進するため、「えひめ女性活躍推進協議会」等と連携し、愛媛県版イクボス「ひめボス」の推進やコンサルタントの派遣による企業の取組のブラッシュアップ、組織の枠を超えたメンター制度の構築、優良事例のひめボスグランプリの開催等を行いました。
- 更に、内閣府と共に、女性役員候補等の女性を対象に、県内企業の経営者等を講師とした女性役員育成研修を開催しました。
- 分野横断的なワンストップ総合ポータルサイトの運営やひめボスの推進を図る講師の養成などにも取り組みました。
- 女性活躍を推進する事業を通じ、女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画の策定が努力義務にとどまる中小企業等においても、女性登用等の自主目標設定を推進するなど本県独自に企業実情を踏まえた取組を行うとともに、取組の成果を見える化するため、新たな認証制度「ひめボス事業所 plus」「ひめボス事業 plus+」を創設しました。

[重点目標 2 職業生活における女性の活躍推進]

- 子育て支援等に取り組む企業への顕彰や積極的に両立支援を導入する企業への助成などを行いました。
- 働きながら子育てしやすい労働環境の整備を進めるため、企業における自律的な取組を推進することとし、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた啓発を行いました。

[重点目標 3 農林水産業における男女共同参画の促進]

- 農山漁村の女性の経済的地位の向上を図るため、女性組織の起業活動を支援しました。
- 家族経営協定の締結とともに、共同申請による女性の認定農業者確保を進めました。
- 女性が活動しやすい環境づくりとして、女性によるネットワーク組織を育成しました。

(参考) 法律や関係計画等の状況

- 平成 18 年 6 月に「男女雇用機会均等法」が、平成 19 年 6 月に「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下「パートタイム労働法」という。) が、平成 21 年 6 月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下「育児・介護休業法」という。) が改正されました。
- 「愛媛県農山漁村女性ビジョン」(計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度) を令和 2 年度に改定し、農山漁村における男女共同参画社会の形成を推進することとしています。

推進体制

[男女共同参画推進条例の適切な施行]

- 愛媛県男女共同参画推進条例に基づき、総合的な計画や施策の推進を図りました。
- 愛媛県男女共同参画推進委員が県の施策への苦情や性別による差別的取扱い等人権侵害の申出に対応して、苦情等を処理しました。

[市町、関係機関、民間団体との連携強化]

- 市町男女共同参画担当課長会議を開催するとともに、市町に有識者や県職員をアドバイザーとして派遣し、計画策定を支援しました。
- 各種団体等で構成する「男女共同参画社会づくり推進県民会議」を主体として、県民大会を開催しました。
- 平成 26 年 8 月に県内企業等を中心に設立された「えひめ女性活躍推進協議会」等と連携し、女性活躍推進に向けた各種事業を実施したほか、県内中小企業等における自主目標の設定に取り組みました。

[拠点施設の充実、機能強化]

- 拠点施設である「男女共同参画センター」において、各種の研修、相談、調査研究、団体との連携等に努めました。

[計画の進行管理、公表]

- 庁内の推進体制である「愛媛県男女共同参画推進本部」を活用し、総合的・計画的な施策の推進を図りました。また、この推進本部の下に従来の幹事会に加え、関係課による女性活躍推進部会を設置し、女性活躍を推進するための施策について課題の共有や連携して男女共同参画社会づくりに資する施策を効果的に進めるため、体制の強化を図りました。
- 「愛媛県男女共同参画会議」において男女共同参画に関する重要事項や本計画の進捗状況について審議するとともに、年次報告書を作成し公表しました。

指標の状況

[斜体標記は、目標を達成したもの]

主要課題	項目	H27	H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
1 男女の人権の尊重	女性の犯罪被害防止講習の実施回数	21回	21回	18回	18回	<u>58回</u>	30回
	特定健康診査実施率	39.8% (H25)	41.4% (H26)	43.1% (H27)	43.0% (H28)	46.5% (H29)	70% (H29)
	生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業所数	1箇所	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所	20箇所
	ひとり親家庭の就業率	93.4%	93.1%	93.1%	93.1%	92.9%	94%以上
2 男女共同参画の視点に立った意識の改革	男女の地位が平等と感じる人の割合	25.5%	29.3%	31.9%	31.9%	24.1%	40%
	県立高校生の保育・介護体験活動への参加率	52.3%	51.9%	49.0%	53.7%	56.3%	60%
3 意思決定の場への女性の参画拡大	審議会等における女性委員の割合	42.6%	41.9%	40.9%	40.8%	41.1%	45%以上
	県職員(知事部局等※1)の女性役付職員の割合	11.6%	12.8%	13.8%	14.7%	14.7%	20%
	消防団員における女性の割合	2.8%	3.0%	3.0%	3.2%	3.3%	5%
4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備	えひめ子育て応援企業の認証件数	562社	582社	620社	<u>643社</u>	<u>653社</u>	625社以上
	えひめ家庭教育サポート企業の協定締結件数	61件	66件	69件	75件	81件	85件
	県職員(知事部局等※2)の育児休業又は連続する5日以上の育児休暇(※3)を取得した男性職員の割合	2.5% 育休取得率	15.6% 育休取得率	10.2% 育休取得率	11.8% 育休取得率	12.9%	13%
	仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合	48.4%	49.4%	58.7%	43.2%	40.5%	向上 (R元)
	愛媛ボランティアネットの登録件数	3,823件	3,961件	4,118件	4,397件	<u>4,698件</u>	4,300件
	認定こども園、幼稚園、保育所の利用人数	41,418人	41,903人	41,472人	40,884人	40,677人	41,723人 (R元)
	延長保育の実利用人数	6,009人 (H26)	5,898人 (H27)	6,543人 (H28)	5,280人	5,855人	9,479人 (R元)
	地域子育て支援拠点施設設置箇所数	80箇所	82箇所	82箇所	87箇所	87箇所	91箇所 (R元)
	放課後児童クラブ登録児童数	11,124人	12,496人	13,427人	11,178人	<u>14,539人</u>	13,509人 (R元)
	病児・病後児保育の延べ利用人数	6,542人 (H26)	8,936人 (H27)	10,434人	13,883人	13,364人	24,588人 (R元)
	ファミリー・サポート・センターの設置箇所数	11箇所	12箇所	12箇所	12箇所	12箇所	14箇所 (R元)
	認定こども園の認可・認定数	46箇所	60箇所	60箇所	74箇所	<u>100箇所</u>	96箇所 (R元)
	子育て短期支援(ショートステイ)	10箇所	10箇所	12箇所	<u>14箇所</u>	<u>16箇所</u>	12箇所 (R元)
	短期入所サービス	409,881日	502,689日	450,776日	525,075日	465,893日	902,795日
	認知症サポーター養成数	95,408人	109,169人	123,597人	139,302人	153,421人	207,900人
	バリアフリー化に配慮した県営住宅戸数割合	56.4%	<u>57.4%</u>	<u>58.0%</u>	<u>60.6%</u>	<u>63.1%</u>	57.0% (R元)

5 労働の場における男女平等の確保	従業員数10人以上300人以下の県内企業のうち、新たに女性登用等の自主目標を設定する企業 ※()書数值は県内設定企業総数	19社	294社 (429社)	445社 (738社)	617社 (950社)	<u>779社</u>	700社
	育児休業取得率	男性3.2% 女性81.3%	男性 1.0% 女性83.1%	男性4.8% <u>女性91.7%</u>	男性4.8% <u>女性91.7%</u>	男性4.3% 女性88.8%	男性10.0%以上 女性90.0%以上
	25歳から44歳までの女性の就業率	67.2%	72.7% (H27)	72.7% (H27)	72.7% (H27)	72.7% (H27)	77%
	農業委員及び農地利用最適化推進委員における女性の登用	12委員会	12委員会	13委員会	13委員会	13委員会	複数の委員登用 20委員会
	農業協同組合における女性参画三部門達成数(※4)	3農協	3農協	3農協	3農協	4農協	12農協
	認定農業者に占める女性の割合	8.7%	8.2%	8.4%	8.5%	8.5%	10%
	農業指導士に占める女性の割合	25.0%	25.5%	26.9%	25.9%	24.1%	30%
	森林組合等認定林業事業体の役員に占める女性の割合	12.8%	13.2%	13.4%	13.8%	14.5%	15%
	女性を役員に登用している漁業協同組合の割合	5.7%	5.7%	5.7%	5.7%	3.8%	10%
	新規女性起業活動数	—	—	13件	18件	30件	60件
	家族経営協定締結数	1,105戸	1,100戸	1,127戸	1,170戸	1,170戸	1,300戸
	県林業研究グループ連絡協議会の会員に占める女性の割合	15.2%	14.5%	14.4%	16.4%	16%	20%
	女性ネットワークの数	24組織	26組織	<u>30組織</u>	<u>31組織</u>	<u>33組織</u>	30組織
	一次産業女子メンバー数	20名	56名	76名	<u>89名</u>	<u>100名</u>	80名

※1 知事部局及び諸局(公営企業及び教育委員会を除く)

※2 知事部局及び諸局(教育委員会を除く)

※3 育児休暇は、配偶者出産休暇や育児参加休暇など、子育て目的で取得する休暇をいう。

※4 女性参画三部門とは、農業協同組合における、①役員における女性の複数登用、②正組合員数に占める女性の割合25%、

③総代に占める女性の割合10%を指す。

※5 各年度実績は、集計期間(5月から翌年4月)の関係で前年度実績を記入。

3 社会経済環境の状況

男女共同参画社会の形成に関する社会経済環境の変化に的確に対応するため、計画策定に当たり、計画全般にわたる共通課題を記述したうえで、少子・高齢化、家族形態、地域社会、就業構造の変化等について検討しました。

第3次愛媛県男女共同参画計画では、それらの現在の状況を踏まえ、計画に反映させることとしました。

計画全般にわたる共通課題

- 平成27年に国連で持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めています。日本でも「SDGsモデル」の確立に向けた取組の柱の一つに「あらゆる人が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を掲げており、地域においても持続可能な世界の実現と軌を一にした取組が求められています。
- 国は、男女共同参画の取組が未だ十分でない要因の一つは、社会全体における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在であると総括しています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界は生命や生活、経済、社会、さらには行動や意識、価値観にまで及ぶ大きな影響を受け、歴史的な転換点に直面しています。感染症が収束したポストコロナ時代を見据え、第3次男女共同参画計画は、「新たな日常（ニューノーマル）」の基盤となることを目指して策定することが必要です。

1 人口減少、少子高齢化の進展

[状況]

- 令和元年の出生数は、統計を取り始めて以来初めて90万人を下回る87万人となり、合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生む平均子ども数）は4年連続で低下しています。年少人口（15歳未満の人口）の割合は減少しています。
- 県人口は男女共に減少が続いています。国の総人口も平成17年に初めて前年を下回り、平成18、19年は横ばい、平成20年から減少が続いており、平成27年から長期の人口減少過程に入っています。
- 生産年齢人口（15歳以上65歳未満の人口）が減少する一方、老人人口（65歳以上の人口）は増加しています。令和元年の平均寿命は男性81.4歳、女性87.45歳で、女性の過半数が90歳まで生存する社会の到来を迎えています。県人口の老人人口比率は上昇し、全国水準より早いスピードで高齢化が進んでいます。また、介護の必要な人は増加しています。
- 地方から大都市圏へ若年者、特に女性が流出し、地方にとって深刻な人口流出や少子高齢化に直面しています。流出の要因の一つとして、地元が女性にとって働きにくい環境であることが指摘されています。

[課題]

- 少子化対策は喫緊の課題となっています。少子化の様々な要因の一つとして、男女共同参画社会の形成が遅れていることが指摘されています。男女が家庭生活とその他の活動を両立させ、協力して子育てができる環境の整備が求められています。（主要課題4、5へ反映）
- 高齢化や人口減少の中で社会経済の活力を維持していくためにも、性別や年齢などに制約されず、

能力が発揮できる社会環境が求められています。(主要課題4、5へ反映)

2 家族形態の変化

[状況]

- 未婚・単独世帯が増加するなど、世帯構成に大きな変化が生じています。
- 女性の家事の時間は男性に比べて長く、家庭のことは主に女性によって担われている状況にあります。
- 男性の就業時間は特に30歳代後半と40歳代前半で長くなっています。

[課題]

- 女性の家事・育児・介護等の負担が軽減されるとともに、男女が家族の一員としての責任を担い、協力して共に参画し、家庭を充実・活性化していくことが大切です。また、育児・介護等を地域や社会全体で支えていくことが求められています。(主要課題4、5へ反映)
- 男女共に生活と仕事との調和の取れた生き方が求められています。特に、男性が子育てや教育、介護などに参加できる社会環境の整備や、働き方の見直しが必要です。(主要課題4、5へ反映)

3 地域社会の状況

[状況]

- 地域社会での助け合いなど、身近なことについての地域の役割や機能に対する期待は高まっています。
- 地方分権が進む中で住民の積極的な参画のもとに地域の状況や特性を生かした魅力ある地域づくりが求められています。
- 人生100年時代を迎えるにあたり豊かな人生のため、仕事以外に個人としての多様な活動に参加し、活動の場や役割を持つことが求められています。
- 地域への帰属や連帯の意識は薄れつつありますが、住民としてのつながりだけではなく、ボランティアやNPOの活動など社会貢献活動を通じた人々のつながりなど、多様な人間関係や社会関係が注目されています。

[課題]

- まちづくりなど地域の活性化や課題解決などに、住民自らが関わっていくことが大切です。地域活動への男性の参画、地域活動における方針決定過程への女性の参画の促進など、地域における男女共同参画社会の形成が求められています。(主要課題2、3へ反映)
- ボランティアやNPOなどの県民活動を育むとともに、それらの活動に男女が共に参画していくことが必要です。(主要課題3へ反映)

4 雇用環境の変化やデジタル化等の進展

[状況]

- 女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)が子育て世代で低下するいわゆるM字カーブは解消に向かっていますが、増加した女性就業者には非正規雇用労働者が含まれています。非正規雇用労働者は多様な就業ニーズに対応するというプラスの面もありますが、男女間の待遇の差や女性の貧困の背景につながっていると考えられています。
- 平成28年に成立した女性活躍推進法は10年の時限立法であり、職業生活における女性登用等を進

めるために、さらなる取組を強化する必要があります。

[課題]

- 雇用等の均等な機会と待遇の確保の一層の徹底が求められています。また、男女の格差を解消するためのポジティブ・アクションへの理解促進が課題となっています。(主要課題5へ反映)
- 育児や介護等を理由に離職した女性の再就職に向けた支援や起業等への支援が求められています。(主要課題4、5へ反映)
- デジタル化の進展など新たな状況に対応した能力開発や、女性のチャレンジを支援する情報を提供していくことが必要です。(主要課題3、4、5へ反映)
- 働き方の見直しや意識改革を図るなどワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に向けた取組が必要です。(主要課題4へ反映)
- 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画は、従業員301人以上の大企業で策定が義務付けられていきましたが、令和4年には従業員数101人以上の企業に拡大されることとなっています。県では、取組の成果を「見える化」するため、行動計画の定める目標の達成状況をランク付けする「ひめボス事業所plus」等のランク制度を創設し、取組を強化しています。(主要課題5へ反映)

5 その他の状況

[状況]

- 南海トラフ地震等の大規模災害への備えが本県の課題となっていますが、東日本大震災等を教訓に、防災や災害復興への女性の参画の必要性が指摘されています。また、地域づくりや環境などあらゆる分野で男女が共に参画することの大切さが指摘されています。
- 本県では、令和元年度に財政健全化基本方針を改定し、これまで徹底した歳出の削減、歳入の確保に取り組んだ結果、実質公債費比率・将来負担比率は、目標とする全国平均(東京都を除く)を下回る良好な水準を維持しているところですが、平成30年度には、西日本豪雨災害への対応に財源対策用基金を大幅に取り崩したことにより、新型コロナウイルスの影響により県税収入の動向は一層不透明となる中、社会保障関係経費を始めとする財政需要の増大が見込まれるところであり、県財政を取り巻く状況は依然として厳しい状況にあります。
- 単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の影響などの中で、生活困難層が幅広い層に広がっています。

[課題]

- 防災分野及び社会資本の整備や維持管理を担う建設産業における女性の参画拡大など男女共同参画を推進していく必要があります。(主要課題3へ反映)
- あらゆる分野で男女共同参画の視点が生かされること、また、課題に応じたさまざまな形で、県民活動とのパートナーシップのもとに男女共同参画社会づくりが進められることが求められています。(計画全般、主要課題3へ反映)
- 県民と直接つながり生活に密着した市町での男女共同参画の実現に向けた積極的な取組を促進するとともに、市町における推進体制の整備や施策の充実が求められています。(計画全般、推進体制へ反映)
- 施策の重点化・効率化に留意するとともに、県民、事業者、市町及び国との連携と協働のもとに、男女共同参画社会の早期実現を図る必要があります。(計画全般、推進体制へ反映)

IV 計画の改定（対比表）

愛媛県男女共同参画計画

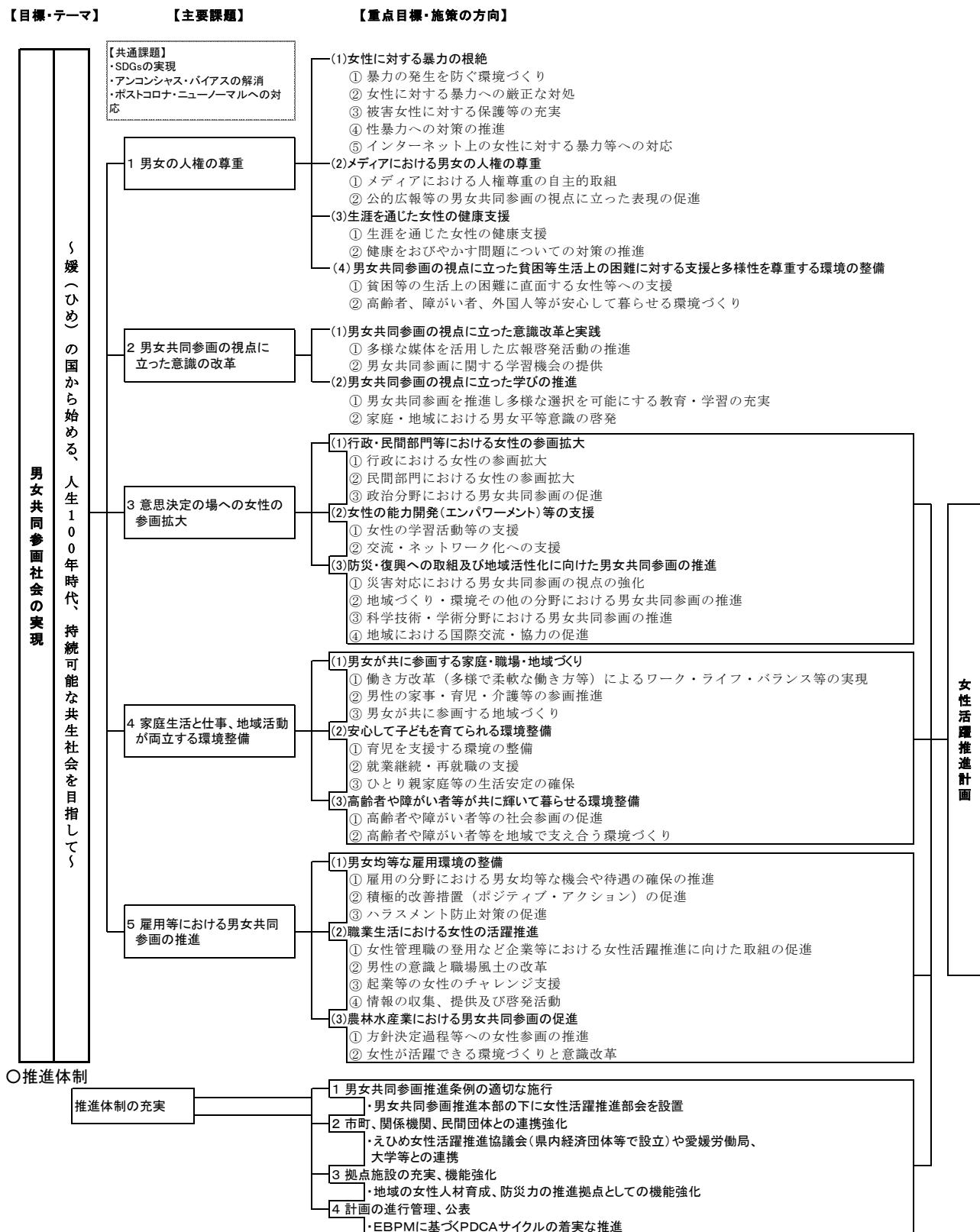
	平成28年3月中間改定	令和3年3月策定
目標	男女共同参画社会の実現 【テーマ】 ～媛(ひめ)の国から始まる、 自分しさを活かせる社会づくり～	男女共同参画社会の実現 【テーマ】 ～媛(ひめ)の国から始まる、 人生100年時代、持続可能な共生社会を目指して～
共通課題		・SDGsの実現 ・アンコンシャス・バイアスの解消 ・ポストコロナ・ニューノーマルへの対応
主要課題1	男女の人権の尊重 (1) 女性に対する暴力の根絶 ① 暴力の発生を防ぐ環境づくり ② 女性に対する暴力への厳正な対処 ③ 被害女性に対する保護等の充実 (2) メディアにおける男女の人権の尊重 ① メディアにおける人権尊重の自主的取組 ② 公的広報等の男女共同参画の視点に立った表現の促進 (3) 生涯を通じた女性の健康支援 ① 生涯を通じた女性の健康支援 ② 健康をおびやかす問題についての対策の推進 (4) 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等への支援 ① 貧困等の生活上の困難に直面する女性等への支援 ② 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり	男女の人権の尊重 (1) 女性に対する暴力の根絶 ① 暴力の発生を防ぐ環境づくり ② 女性に対する暴力への厳正な対処 ③ 被害女性に対する保護等の充実 ④ 性暴力への対策の推進 ⑤ インターネット上の女性に対する暴力等への対応 (2) メディアにおける男女の人権の尊重 ① メディアにおける人権尊重の自主的取組 ② 公的広報等の男女共同参画の視点に立った表現の促進 (3) 生涯を通じた女性の健康支援 ① 生涯を通じた女性の健康支援 ② 健康をおびやかす問題についての対策の推進 (4) 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 ① 貧困等の生活上の困難に直面する女性等への支援 ② 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり
主要課題2	男女共同参画の視点に立った意識の改革 (1) 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践 ① 多様な媒体を活用した広報啓発活動の推進 ② 男女共同参画に関する学習機会の提供 (2) 男女共同参画の視点に立った教育の推進 ① 学校教育における男女平等教育の推進 ② 家庭・地域における男女平等意識の啓発	男女共同参画の視点に立った意識の改革 (1) 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践 ① 多様な媒体を活用した広報啓発活動の推進 ② 男女共同参画に関する学習機会の提供 (2) 男女共同参画の視点に立った学びの推進 ① 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 ② 家庭・地域における男女平等意識の啓発
主要課題3	意思決定の場への女性の参画拡大 (1) 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の導入による女性の参画拡大 ① 行政における女性の参画拡大 ② 民間部門における女性の参画拡大 (2) 女性の能力開発(エンパワーメント)等の支援 ① 女性の学習活動等の支援 ② 交流・ネットワーク化への支援 (3) 防災・減災対策及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進 ① 防災・減災対策における平常時からの男女共同参画の推進 ② 地域づくり・環境その他の分野における男女共同参画の推進 ③ 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進 ④ 地域における国際交流・協力の促進	意思決定の場への女性の参画拡大 (1) 行政・民間部門等における女性の参画拡大 ① 行政における女性の参画拡大 ② 民間部門における女性の参画拡大 ③ 政治分野における男女共同参画の促進 (2) 女性の能力開発(エンパワーメント)等の支援 ① 女性の学習活動等の支援 ② 交流・ネットワーク化への支援 (3) 防災・復興への取組及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進 ① 災害対応における男女共同参画の視点の強化 ② 地域づくり・環境その他の分野における男女共同参画の推進 ③ 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進 ④ 地域における国際交流・協力の促進

主要課題4	家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備	家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備
	(1) 男女が共に参画する家庭・地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ① 仕事と家庭の両立支援 ② ワーク・ライフ・バランスの推進による働き方の見直し ③ 男女が共に参画する地域づくり (2) 安心して子どもを育てられる環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ① 育児を支援する環境の整備 ② 就業継続・再就職の支援 ③ ひとり親家庭等の生活安定の確保 (3) 高齢者や障がい者等が共に輝いて暮らせる条件整備 <ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者や障がい者等の社会参画の促進 ② 高齢者や障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築 	(1) 男女が共に参画する家庭・職場・地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ① <u>働き方改革（多様で柔軟な働き方等）によるワーク・ライフ・バランス等の実現</u> ② <u>男性の家事・育児・介護等の参画推進</u> (2) 安心して子どもを育てられる環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ① 育児を支援する環境の整備 ② 就業継続・再就職の支援 ③ ひとり親家庭等の生活安定の確保 (3) <u>高齢者や障がい者等が共に輝いて暮らせる環境整備</u> <ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者や障がい者等の社会参画の促進 ② <u>高齢者や障がい者等を地域で支え合う環境づくり</u>
	女性の活躍と男性中心型の働き方等の見直し	雇用等における男女共同参画の推進
	(1) 男女均等な雇用環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ① 雇用の分野における男女均等な機会や待遇の確保の推進 ② 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入促進 ③ ハラスメント防止対策の促進 (2) 職業生活における女性の活躍推進 <ul style="list-style-type: none"> ① 企業等における女性活躍推進に向けた取組の促進 ② 男性の意識と職場風土の改革 ③ 両立支援も含めた多様な働き方への条件整備 ④ 起業等の女性のチャレンジ支援 ⑤ 情報の収集、提供及び啓発活動 (3) 農林水産業における男女共同参画の促進 <ul style="list-style-type: none"> ① 方針決定の場等への女性の積極的登用 ② 女性の経営参画の促進 ③ 女性が活動しやすい環境づくり 	(1) 男女均等な雇用環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ① 雇用の分野における男女均等な機会や待遇の確保の推進 ② <u>積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進</u> ③ ハラスメント防止対策の促進 (2) 職業生活における女性の活躍推進 <ul style="list-style-type: none"> ① <u>女性管理職の登用など企業等における女性活躍推進に向けた取組の促進</u> ② 男性の意識と職場風土の改革 ③ 起業等の女性のチャレンジ支援 ④ 情報の収集、提供及び啓発活動 (3) 農林水産業における男女共同参画の促進 <ul style="list-style-type: none"> ① <u>方針決定過程等への女性参画の推進</u> ② <u>女性が活躍できる環境づくりと意識改革</u>
主要課題5	推進体制の充実	推進体制の充実
推進体制	1 男女共同参画推進条例の適切な施行 男女共同参画推進本部の下に女性活躍推進部会を設置 2 市町、関係機関、民間団体との連携強化 えひめ女性活躍推進協議会（県内経済団体等で設立）や愛媛労働局、大学等との連携 3 拠点施設の充実、機能強化 地域の女性人材育成、防災力の推進拠点としての機能強化 4 計画の進行管理、公表 P D C A サイクルによる女性活躍の着実な推進	1 男女共同参画推進条例の適切な施行 男女共同参画推進本部の下に女性活躍推進部会を設置 2 市町、関係機関、民間団体との連携強化 えひめ女性活躍推進協議会（県内経済団体等で設立）や愛媛労働局、大学等との連携 3 拠点施設の充実、機能強化 地域の女性人材育成、防災力の推進拠点としての機能強化 4 計画の進行管理、公表 <u>E B P Mに基づくP D C A サイクルの着実な推進</u>
	計画期間：平成28年度（中間改定）～32年度 構成：計画の目標達成を目指し、5つの主要課題、15の重点目標、40の施策の方向を設定	計画期間：令和3年度～12年度 構成：計画の目標達成を目指し、5つの主要課題、15の重点目標、41の施策の方向を設定

下線部分は新規追加または変更箇所
網掛け部分は女性活躍推進計画

V 第3次愛媛県男女共同参画計画体系表

○施策の大綱



○推進体制

